



入力方向

5 2 5 1

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	管理番号	指標コード
:	:	:	:



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査

平成30年度漁業・漁村の6次産業化調査

漁業経営体等における6次産業化業態別調査票 (水産物直売所用)

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。また、この調査票は統計の目的のみに使用するもので、課税など統計以外の目的には使用しません。

《記入と返送いただくに当たって》◇オンライン調査も可能です。

【調査の対象】

1 「水産物直売所」の事業に取り組んでいる漁業者又は漁業協同組合等の方を調査の対象としています。

水産物直売所とは、食品衛生法に基づく「魚介類販売業」の許可を得て、自ら又は組合員の漁業生産によって得られた生鮮魚介類、水産加工品を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をする場所や施設をいいます。

2 平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)の1年間を対象としています。(この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。)

【回答方法及び返信の留意事項】

1 オンラインで回答される場合は、同封の「オンライン調査システム操作ガイド」にしたがって回答してください。

2 ご記入いただきました調査票は、同封している返信用封筒に入れて 月 日までに投函をお願いします。

3 返信用封筒には、秘密の保護のため、名称、ご担当者名等は記入しないでください。

4 記入に当たっては、黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

★数字は枠からはみ出さないように記入してください。

記入見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

★○印は点線に沿って記入してください。

記入見本	①
------	---

◆ 調査票の記入内容について、後日、お尋ねさせていただく場合がございます。

【問合せ先】

【品目例】	
魚類	さば類、いわし類、かつお類、さんま、たら類、さけ・ます類、まぐろ類、あじ類等
貝類、 他水産動物	あわび類、さざえ類、あさり類、ほたてがいがい、かき類等、えび類、かに類、いか類、うに類、海産は乳類等
海藻類	こんぶ類、わかめ等
水産加工品	水産物を原料として製造された食用加工品、冷凍水産物
その他	真珠、農産物等

【記入例】				
・魚類 (自家の生産物80%、国内産10%、輸入品10%)				
計	自家 (組合員) の生産物 (%)	自家(組合員)の生産物以外		輸入品 (%)
		国内産 (%)	輸入品 (%)	
魚類	100%	80	10	10

(5) 平成 29年度の水産物直売所を営んでいる期間について、該当する番号1つに○を記入してください。
また、年間営業日数を記入してください。

通 年 営 業	117	<input checked="" type="radio"/>
季 節 的 営 業	118	<input type="radio"/>
年 間 営 業 日 数	119	: : : : 日

【用語の説明】

- ・通年営業は、1年を通じて、おおむね1週間に5日以上営業している場合をいいます。
- ・季節的営業は、通年営業以外の場合をいいます。
- ・年間営業日数は、営業時間の長短にかかわらず、1日1時間でも営業すれば1日とします。

(6) 水産物直売所の販売施設の形態について、該当するすべての番号「1」に○を記入してください。
また、売場面積を記入してください。

自己所有施設	120	<input checked="" type="radio"/>
賃貸等	インショップ	121 <input checked="" type="radio"/>
	その他	122 <input checked="" type="radio"/>

→

売 場 面 積	123	: : : : m ²
---------	-----	------------------------

(単位未満は四捨五入)

【売場面積の記入例】

- ・売場面積 1坪の場合
1坪×約3.3m²=3.3m² → : : : 3 m²
- ・売場面積 15坪の場合
15坪×約3.3m²=49.5m² → : : : 50 m²

注：漁家(個人、会社)において、事業所が複数ある場合は、該当する全ての形態に○を記入し、売場面積はそれらの合計を記入してください。

【用語の説明】

- ◆ 自己所有施設は、自己所有の水産物直売所が該当します。
- ◆ インショップは、百貨店やスーパーなど大型店舗の一角にある独立した売り場が該当します。
- ◆ その他は、大型店舗のインショップ以外の売場で、賃貸物件・共同利用施設などが該当します。

(7) 年間購入者数(延べ人数)について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

年 間 購 入 者 数	1 千 人 未 満	<input checked="" type="radio"/>
	1千～5千人未満	<input type="radio"/>
	5千～1万人未満	<input type="radio"/>
	1万～5万人未満	<input type="radio"/>
	5万～10万人未満	<input type="radio"/>
	10万～20万人未満	<input type="radio"/>
	20万～50万人未満	<input type="radio"/>
	50 万 人 以 上	<input type="radio"/>

124

【年間購入者数】

年間購入者数が正確にわからない場合は、下の式を参考に、おおよその数を算出してください。

年間購入者数 = 1日当たりの購入者数 × 年間営業日数

【記入例】

1日当たりの購入者数が約150人で、年間営業日数が315日の場合、年間購入者数は150人×315日=47,250人となり、1万～5万人の範囲に○を記入してください。

2 従事者の状況

- (1) 平成 29年度に水産物直売所の経営や業務を行った従事者数について、最も多い時期(月)の人数を従事した時間や日数にかかわらず、性別及び年齢別に記入してください。
 また、記入に当たっては役員・家族(有給無給に関係なく)も含めて記入するとともに、従事者のうち「常雇い」及び「臨時雇い」の人数についても記入してください。

区 分	従事者 計 (雇用のほかに「役員・家族」を含みます。)													
	うち、雇用													
	常雇い						臨時雇い							
男性	65 歳 未 満	201	:	:	:	人	:	:	:	人	:	:	:	人
	65 歳 以 上	202	:	:	:	人	:	:	:	人	:	:	:	人
女性	65 歳 未 満	203	:	:	:	人	:	:	:	人	:	:	:	人
	65 歳 以 上	204	:	:	:	人	:	:	:	人	:	:	:	人

【用語の説明】

- ◆ 従事者には、役員・家族及び経営方針の決定への参画のみの者も含まれます。
- ◆ 役員は、経営者、役員、組織の構成員、漁協の職員が該当します。
- ◆ 家族は、家族経営の場合の世帯員が該当します。
- ◆ 常雇いは、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。
- ◆ 臨時雇いは、常雇い以外の雇用者をいいます。

【平成 29年4月1日現在の年齢区分】

65歳未満	昭和 27年4月2日以後に生まれた方
65歳以上	昭和 27年4月1日以前に生まれた方

- (2) (1)の平成 29年度に雇用した従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、水産物直売所に従事した分を記入してください。

年間雇用労賃	205	百億	十億	億	千万	百万	十万	万
		:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:	:	:	万円

- ◆ 雇用者が複数の事業に従事している場合は、水産物直売所に係る雇用労賃を従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

【用語の説明】

年間雇用労賃は、基本給・時間給のほか、ボーナスや全ての手当を含めた支払賃金総額とします。また、事業主が税金などの徴収を行っている場合は、徴収前の総額とします。なお、役員・家族の雇用労賃・報酬は含めません。

記入内容について照会する場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	担当部署
_____	_____

調査は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
 同封の返信用封筒にて、調査票を返送してください。